

名古屋市南区イメージキャラクターMioo(ミオー)および名古屋市南区がつく玉使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市南区イメージキャラクターMioo(ミオー) および名古屋市南区がつく玉(以下「キャラクター」という。)が次の各号に沿って適正に使用されるよう、使用にあたっての取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

- (1) 名古屋市南区（以下「南区」という。）を広報すること。
- (2) 名古屋市南区役所(以下「南区役所」という。)の事業又は南区役所の認めた関連事業を推進すること。
- (3) その他南区政の発展に資すると認められること。

(用語の定義)

第2条 この規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 商品 販売を目的として製造した製品及びこれに準ずるものをいう。
- (2) 景品 商品等の販売促進やイベント等の参加者への配布を目的とした製品及びこれに準ずるものをいう。
- (3) 広告 商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

(使用の手続)

第3条 キャラクターを使用する場合は、「キャラクター使用申込書（様式第1号・1又は1号・2）」（以下「申込書」という。）、使用見本（見本が添付できない場合は写真やデザイン原稿など）及び申込者の事業の概要がわかる書類を区長に提出し、承認を受けることとする。また、承認を受けた内容について変更しようとする場合も同様とする。ただし、キャラクター商品を製造する場合及び販売以外の目的として使用する場で、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場
- (2) 新聞・テレビ・雑誌など報道関係機関が報道目的に使用する場
- (3) 公益団体などが機関紙・地方広報誌などに使用する場
- (4) 南区役所が構成団体となる実行委員会などの団体が使用する場
- (5) 町内会などの自治会又はこれに準ずる地域団体が使用する場
- (6) 学校などが教育の目的で使用する場
- (7) 個人が営利目的以外で使用する場
- (8) その他南区役所が別に定める場又は区長が適当と認めた場

(承認基準)

第4条 区長は、申込書を受理したときは、その内容を審査する。その結果、使用を承認する場合は、承認番号を付して、「キャラクター使用承認書（様式第2号）」を交付する。

2 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを使用させないものとし、「キャラクター使用不承認通知書（様式第3号）」を交付する。

- (1) 第1条各号の規定に合致しない場
- (2) 南区の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある場

- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人、企業又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) キャラクターの正しい使用方法にしたがって使用しない恐れのある場合
- (7) 法令又は公序良俗に反する恐れのある場合
- (8) その他、使用を承認することが不適當と認められる場合

(承認後の手続)

第5条 使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、キャラクターを使用して作製したものを公にする前に、完成品を区長に提出するものとする。ただし、物質の性質上の理由等により、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、写真などイメージデータの提出等に替えることができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクター使用に際して次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 区長の指示するデザインガイドラインに従うこと。
- (2) Miao (ミオー) を使用する場合は、標記「南区イメージキャラクターMiao (ミオー)」又は「Miao (ミオー) ©なごや南区」を付すること。ただし、南区役所が使用する場合はこの限りではない。
- (3) 南区がつく玉を使用する場合は、標記「南区がつく玉 (〇〇〇玉)」又は「南区がつく玉 (〇〇〇玉) ©なごや南区」を付すること。ただし、南区役所が使用する場合はこの限りではない。
- (4) Miao (ミオー) と南区がつく玉を同時に使用する場合は、標記「南区イメージキャラクターMiao (ミオー) と仲間たち」又は「Miao (ミオー) と仲間たち©なごや南区」と付しても良いこととする。ただし、南区役所が使用する場合はこの限りではない。
- (5) 承認を受け Miao (ミオー) を使用する場合は、承認番号(「Miao (ミオー) ©なごや南区#●●●」)を、その商品、包装、広告、印刷物などに必ず明示すること。
- (6) 承認を受け南区がつく玉を使用する場合は、承認番号(「南区がつく玉©なごや南区#●●●」)を、その商品、包装、広告、印刷物などに必ず明示すること。
- (7) 承認された権利を第三者に譲渡または転貸しないこと。
- (8) JAS 法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (9) 承認を受けた物件の製作における過程及び完成品の使用等にあたり事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、区長は一切の責任を負わない。
- (10) キャラクターの使用に際し、その表情、様態等の一部であってもデザインガイドラインから変更しようとする場合は、事前に変更後のデザインについて「キャラクターデザイン変更申請書(様式第4号)」を区長に提出し、承認を得ること。なお、変更したデザインについての著作権は南区役所に帰属するものとする。

(使用承認の取消)

第7条 区長はキャラクターの使用が承認内容に違反していると認められる場合は使用承認を取

り消すことができる。

- 2 前項の取り消しは「キャラクター使用取消通知書（様式第5号）」をもって行う。
- 3 区長は、第1項の規定により承認を取り消された使用者に対し、当該承認にかかる物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置を取るものとする。
- 4 使用者は、前項の措置を受けた場合ただちに当該措置に係る求めに応じなければならない。
- 5 区長は、承認を得ずにキャラクターを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置を取ることができる。
- 6 第3項又は前項の措置に伴い発生する損害及び経費は、使用者又は当該措置を受けた者の負担とする。

（使用料）

第8条 使用者のキャラクターの使用料は無償とする。

（損失補償等の責任）

第9条 区長は、キャラクターの使用にかかる損失補償等一切の責任を負わない。

（情報の公開）

第10条 区長は、利用促進を図る観点から、キャラクターの承認及び利用状況等について、情報を公開することができる。

（事務局）

第11条 この規程にかかる事務は、南区役所企画経理室が行う。

（補則）

第12条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに必要な事項は、区長が別に定める。

（附則）

この規程は、平成25年6月24日から施行する。

（附則）

この規程は、平成26年3月3日から施行する。

（附則）

この規程は、令和2年11月20日から施行する。